

議議第489号

令和3年9月30日

特定非営利活動法人横浜市精神障害者地域生活支援連合会

代表理事 大友 勝様

横浜市会議長

清水富雄



### 陳情審査の結果について（通知）

令和3年8月26日受理いたしました陳情書につきましては、議員へ配付するとともに、関係局（区）に照会いたしました。その結果、次のとおり回答を受けましたので、これを送付いたします。

---

#### 陳情第14号（付託外） 精神保健福祉施策に関する件

##### 1について

本市の保健所体制は、感染症や食中毒など健康危機管理業務を集約し、機動的な対応を可能とするため、平成19年4月に機構改革を実施し、1保健所としました。

これにより、指揮命令系統の一元化を図り、区域を超えた広域的な感染症等の発生時にも、迅速かつ的確な判断が可能となりました。健康危機管理機能の観点から有効に機能していると考えています。

今回の新型コロナウイルス感染症の対応でも、1保健所体制による指揮命令系統の一元化や情報の集約化が効果的に機能し、国、県、市医師会等の関係機関と円滑な調整を進め、スピード感を持った対応を行うことができました。また、保健所支所となる各区の福祉保健センターでも、市の統一した見解に基づき、陽性患者及び濃厚接触者等への的確かつ丁寧な対応を進めました。さらに、各区福祉保健センターと連携してクラスター予防・対策チーム（Y-AEIT）を結成し、集団検査の実施や

クラスター分析など、区域を超えた対応も行いました。

保健所体制強化の面では、各支所の状況を集約して全体調整を行うことで、会計年度任用職員や人材派遣の活用など各支所の状況に応じた対応をとることができました。

引き続き、保健所及び18支所が一体となり、市民の安心と安全を守るために必要な体制を整えていきます。

## 2について

障害者支援センターが補助金交付業務や監査等を担うことによる効果としては、障害者支援センターが契約した会計士や社会保険労務士等による経営面の専門的支援を受けることができる点や、障害者支援センター職員が各事業所の運営会議等に参加することにより、より身近な立場からのサポートを行うことができる点が特長であり、現在、地域活動支援センター作業所型（身体・知的）の事業所においてはそのような取組が行われています。

障害者支援センターにおける3障害への取組（精神保健福祉分野の取組推進）については、市としてもその意義を認識していますので、必要な条件や障害者支援センター側の対応準備も含めた、三者による協議の場を設けて調整していきます。

## 3－（1）について

障害福祉事業所のバスツアーについては、令和3年度の実施に向けて予算の確保等を行ってきたところですが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を断念せざるを得ない状況となりました。また、今後、社会的情勢が改善され、ツアーや実施できることとなった場合でも、学生に興味を持つてもらえるような企画とする必要があるため、課題・検討事項が多いのも現状です。

なお、バスツアー以外の今年度の障害福祉人材確保支援策については、貴団体をはじめ各連絡会等に御協力いただき、5月に障害福祉人材確保検討会を立ち上げ、行政・福祉施設が協働して検討を行っています。

今後も、現場の意見を聴きながら、行政、福祉施設、民間企業等様々な主体と協働して、効果的・効率的な人材確保策を検討していきます。

## 3－（2）について

本市では、グループホーム運営の安定に資するため、自立支援給付に上乗せるかたちで、単独加算等をお支払いしています。そのなかでも、介護支援加算は人件費の上乗せを目的とした加算となって

います。それらの収入から、法人ごとに職員に対する家賃補助等の福利厚生について検討をお願いします。

なお、令和3年度から、本市と各種団体の協議の場として障害福祉人材確保検討会を立ち上げました。検討会では、福祉人材の確保や育成等について、有効策を協議し、事業化を目指していきます。

### 3-（3）について

要望の内容を踏まえ、障害者支援センターと巡回相談事業の内容や対象事業者の拡大について検討していきます。

### 4について

新型コロナウイルス感染症の影響により、障害福祉事業所の受注量が減り、引き続き工賃に深刻な影響が生じている状況と思います。

民間企業の売場での販売は、集客面が期待できる半面、販売に必要な諸条件のクリアが必要となる場合が多く、障害福祉事業所にとってハードルが高いことは販路拡大の取組を通じて感じているところです。

販売を取り巻く様々な状況を見極めつつ、新たな販売先や業務を積極的に開拓し、障害者共同受注センター等と連携しながら取り組みます。

あわせて、自主製品の販売や業務の請負を通じた企業に対する障害者理解の促進、障害福祉事業所を対象とした研修会の開催等、自主製品の販売促進に関する効果的な支援を進めています。

### 5について

施設外就労については、一般就労への移行や工賃・賃金の向上を図るため有効であるとして、厚生労働省が促進してきたものであり、仕組みは継続しています。令和3年度報酬改定では施設外就労加算が廃止されましたが、これは一般就労への移行や工賃向上等の更なる促進に向け発展的な見直しが行われたものです。事業所による一般就労への高い移行実績や高工賃を実現する取組、地域連携の取組等を評価する報酬体系に組み替えられています。現下の厳しい財政状況を勘案すると、横浜市単独加算として設けることは困難です。

### 6-（1）について

令和3年度の報酬改定で、夜間支援体制加算（Ⅰ）の報酬単価が障害支援区分ごとに定められるこ

とになりました。特に、区分3以下の単価の減額による事業所への影響も認識しています。昨年度末のグループホームバックアップ検討会の場で、報酬改定後の事業所への影響等について、協議の場を設けることにしました。今後も検討会において、改めて当該改定の影響等を確認するとともに、国への要望や本市単独加算の組替等を検討していきたいと思います。

#### 6-(2)について

高齢化対応グループホーム事業を開始して以来、当該グループホームの数を増やしていくことが課題でした。そのなかで、昨年度から、本市と市精連で課題解決に向けた検討（事業の見直し）に着手しました。現在、対象者や補助項目について整理を行っている段階です。この過程は、当該事業が持続可能なものとなるよう、丁寧に行っていきたいと考えます。引き続き、事業の検討を十分に行いながら、具体性や実現性等を確認した段階で予算化に着手していきます。

#### 7について

昨年度は生活支援センターの機能標準化について、御協力をいただきありがとうございました。標準化に伴う課題はまだ残っていますが、まずは御礼申し上げます。

御要望の(1)についてですが、現在、各支援センターを直接訪問し、施設長及び職員の方との意見交換を順次行っています。また、今年度より各センターの実務担当者を中心とした会議を開催しており、これらを通じて基本相談の考え方やアウトリーチの効果測定及び検証を行っていきます。

なお、開催する各種会議等については、WEB形式での開催の活用や事前の資料配付を行う等、可能な限り出席者の参加に係る負担を軽減するとともに、本市の各主催部署間の情報共有を徹底し、効率的な開催を心掛けます。

(2)、(3)についてですが、生活支援センターの本体事業と自立生活支援アシスタント事業の所管が分かれていることにより、複数の窓口が出来たことの煩わしさが御負担につながっているとの御意見をいただいています。この点については、両所管が定期的に情報共有の場を設け、各センターとの連絡・通知等を始めとした指示系統の見直しを行います。

また、8050問題など、複雑多様化した社会問題の中で生活支援センターに求められる役割が増しているのも事実であり、アウトリーチを中心とした支援体制づくりや地域ケアプラザ等関係機関との連携等、引き続き各支援センターとの意見交換・情報交換を通じて機能充実を図っていきます。

#### 8について

精神障害者手帳による各交通機関の運賃割引については、各交通事業者が独自に行っている割引サービスとなっています。

そのため、精神障害者への運賃割引については、引き続き、他都市と連携し、国への要望や事業者への働きかけを行っていきます。

市域においては、障害特性への理解や啓発を進めることで、移動における支援の必要性が、他の障害者手帳と同様であることの理解が進むよう、機会を捉えて各交通機関に対して必要な働きかけを行っていきます。

#### 9について

障害者スポーツ文化センター横浜ラポール及びラポール上大岡は、障害種別を問わず御利用できる施設です。健康相談・運動指導は、精神障害者の方も含め、どなたでもお受けいただけます。また、ラポールでは施設にお越しいただくだけではなく、障害者の方が身近な地域でスポーツに取り組むことができるよう、地域の様々な団体と連携して障害者スポーツの推進に取り組む地域支援事業に力を入れています。作業所等でスポーツの取組を取り入れたいなど御希望がございましたら、ぜひラポールに御相談ください。

また、精神障害者関係団体の皆様から、精神障害者のスポーツや文化活動に関する御相談等がございましたら個別にお受けいたしますので、障害自立支援課まで御相談ください。

#### 10-（1）について

令和3年度の報酬改定において、計画決定月及びモニタリング対象月以外における相談支援業務の評価を目的とする集中支援加算が新しく創設されました。

日頃の状況等の変化への対応については、当該加算を御活用いただけるものと考えます。

#### 10-（2）について

集団指導の場や業務ガイドライン等を通して引き続き制度周知に努めています。

#### 10-（3）について

本市の厳しい財政状況を背景に新設の補助金等創設は難しいところですが、計画相談を必要とする全ての方が利用できるよう、法定研修の実施や開設説明会の開催などで、計画相談支援事業者の量的拡充を図ります。並行して主催研修の実施やガイドラインの見直しなどによる質の担保を図り

ます。

引き続き、第4期障害者プランに掲載している目標達成に向けて、相談支援専門員の養成及び計画相談支援事業の推進に取り組み、障害者が安心して計画相談を利用できる環境整備に努めます。

#### 11について

障害支援区分認定に要する期間については標準処理期間を定め、60日以内に認定を行うよう努めています。認定調査の質を維持し、適正な審査が行えるよう、審査会資料作成に当たり慎重な確認を行っています。一方で迅速な認定の御要望があることも承知しています。今後もより一層、適正な審査かつ迅速な処理を心がけていきます。

#### 11-（1）について

介護保険制度における要介護認定と異なり、障害支援区分の認定有効期間開始日を申請日に遡って認定することができないため、介護保険で行われている先行サービス利用（みなし利用）を行うことができません。障害福祉サービスの利用については、状況によっては、やむを得ない措置や特例給付を利用することが可能な場合があります。やむを得ない措置や特例給付についての御相談は各区高齢・障害支援課にてお受けしています。

#### 11-（2）について

区分変更については総合支援法第24条第4項において「市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害支援区分の変更の認定を行うことができる」とされています。サービス支給決定の変更が必要で、区分変更を行う必要性が認められれば、区分変更は可能です。個別のサービス支給決定の変更については、必要に応じ各区高齢・障害支援課に御相談ください。